

お知らせします。2つの給付金。

平成26年4月から消費税が8%になったことに際して、所得の低い方や子育て世帯の負担を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として、対象者の方に臨時福祉給付金・子育て臨時特例給付金を支給します。

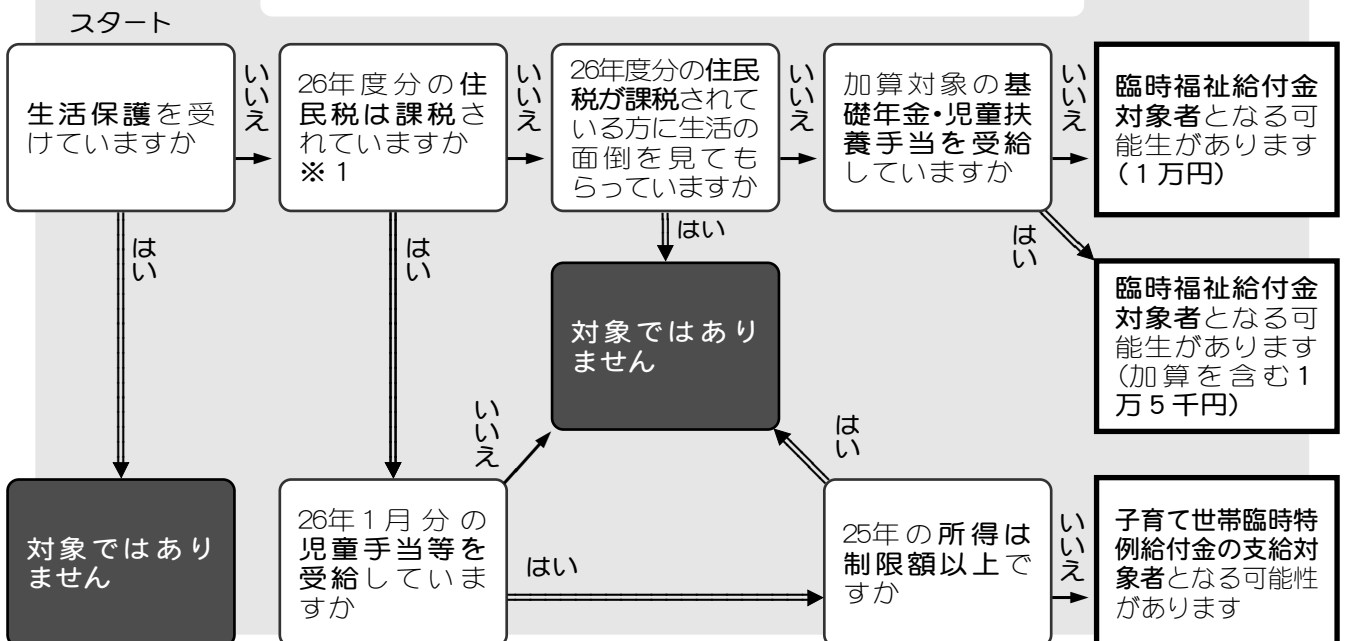
臨時福祉給付金		支給要件	
支給対象者			
平成26年度分の住民税が課税されていない方 ただし、以下の場合を除きます			
<ul style="list-style-type: none"> ・課税の方に扶養されて（生活の面倒を見てもらって）いる方 ・生活保護受給者である場合など 			
支給額			
<ul style="list-style-type: none"> ・1人につき、10,000円 ・下記の《加算対象者》は1人につき5,000円を加算 			
※高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者（平成26年3月分の受給権があり、4月または5月分の年金の支払いのある方が対象です）			
※児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者（平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です）			
※1 住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)			
給与所得者		公的年金等受給者	
区分	非課税限度額	区分	非課税限度額
単身	93万円	単身 65歳以上	148万円
夫婦	138万円	単身 65歳未満	98万円
夫婦子1人	166万円	夫婦 65歳以上	193万円
夫婦子2人	194万円	夫婦 65歳未満	143万円

子育て世帯臨時特例給付金		支給要件	
支給対象者			
次のどちらの要件も満たす方が対象です			
①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給			
②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満			
※特例給付とは、所得が高額な方に児童一人当たり月額5,000円を支給しているものです			
対象児童			
支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童(ただし、以下の場合を除きます)			
<ul style="list-style-type: none"> ・「臨時福祉給付金」の対象児童 ・生活保護受給者となっている児童 			
支給額			
対象児童1人につき、10,000円			

受け取ることができるのは、どちらか一つの給付金です！



給付金支給対象者 診断チャート



申請方法

- 基準日 平成26年1月1日時点で住民票が赤平市にある方が対象です。
- 申請期間 平成26年7月1日(火)～10月1日(水)
- 提出書類 ①申請書 ※6月中の発送を予定しています。
臨時福祉給付金…申請書は、税務課より発送される「非課税(未申告)のお知らせ」と併せて送付します。
子育て臨時特例給付金…申請書は、26年分の「児童手当の現況届」と併せて送付します。
- ②本人確認書類(住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険証などの写し)
- ③指定した口座が確認できる書類
(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し)
- 提出方法 ①申請書に必要事項を記載の上、②本人確認書類、③指定した口座が確認できる書類と一緒に、同封の返信用封筒で郵送するか、直接市コミセンまでお持ちください。
- 受取方法 申請書に記載した指定口座に入金されます。(口座がない方は、現金での受取りも可能です)

申請先 社会福祉課 ▶「臨時福祉給付金」窓口 ☎32-0088(市コミセン研修室)
▶「子育て臨時特例給付金」窓口 ☎32-2216(子ども未来・医療給付係)

● ⚠ 手続き上の注意 ⚠ ●

- 原則として、申請期間外の申請や平成26年1月1日時点で赤平市に住民票がない方の申請は受け付けできません。
- 申請期間などは、各市区町村により異なります。赤平市以外が申請先となる方は、事前に問合せなど確認するようにしてください。
- 高齢基礎年金など、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当等の裁定等の請求が可能で、まだ行っていない方は申請前に裁定等の請求を行っていただく必要があります。

制度に関するお問合せ 厚生労働省

「2つの給付金専用ダイヤル」

☎ 0570-037-192
みな いきゅうふ

「ホームページ」

2つの給付金 検索

「振り込み詐欺」や 「個人情報の詐取」に ご注意ください!!!

問 合 せ

赤歌警察署
☎32-0110



- ▶臨時福祉給付金・子育て臨時特例給付金について、市や厚生労働省の職員がATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることはありません!
- ▶給付金を受けるために、手数料などの振り込みを求めることはありません!
- ▶ご自宅に市や厚生労働省の職員を装った電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら赤歌警察署(または警察相談専用電話#9110)にご連絡ください!
- ▶給付の申請前に、市や厚生労働省から住民の皆様の世帯構成や銀行口座番号など個人情報を紹介することはありませんが、申請手続き後に書類等に不備があった場合には電話で確認する場合がありますので、相手を実にお確かめください!